

4月から 障害年金加算改善法 施行

障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子さんがいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていました。平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子さんがある場合にも届出によって加算を行うことになりました。

問合せ先

- ・刈谷年金事務所お客様相談室
☎21-2115
- ・困市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216)

国民健康保険税 一部負担金の減免と 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などをされる制度があります。

対象となる方は、次のとおりです。

対象

一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

- ① 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次の方は、一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方
- (2) 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

問合せ先

- ・困市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216)

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方へ、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月上旬にお知らせします。

なお、申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は、前年の本人の所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成23年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

- ・困市民窓口グループ
☎52-1111 (内線227)



子ども医療費 受給者証について

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使っていた子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。

（小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

4月に入っても受給者証が手元に届いてない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

なお、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給している方、生活保護を受給している方は対象になりません。

問合せ先

- ・困市民窓口グループ
☎52-1111 (内線227)

後期高齢者医療制度 協定保養所 利用助成事業

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（平成24年3月31日まで、全保

養所合わせて4泊まで利用できます）。

利用方法 利用する方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

問合せ先

- 後期高齢者医療広域連合 給付課
☎052-955-1205

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100